区 域 外 接 続 の 手 続 き フ ロ ー

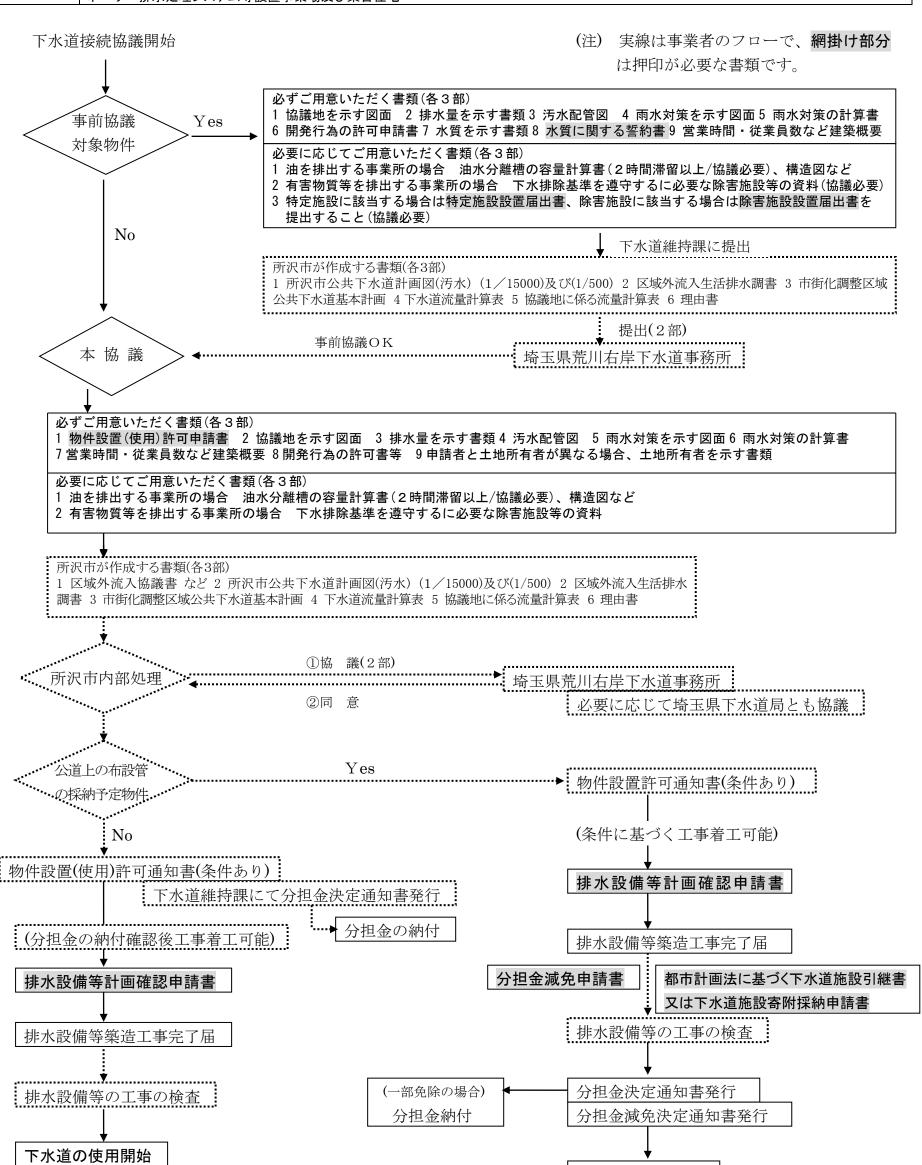
所沢市上下水道局窓ロサービス課

(所沢市宮本町2-21-4、上下水道局庁舎1F) 04-2921-1086

下水道処理区域外の場合、公共下水道(汚水管)に接続する場合は必要な手続きがあり、予定建築物が「事前協議対象物件に該当する場合」、と「それ以外の場合」がありますので、まず建築物がどちらに該当するか確認してからの打ち合わせ・協議をお願いします。

事前協議 対象物件 下水道法第 12 条の2第 1 項に規定する特定事業場、及び下記の事業場及び集合住宅

①病院(ベッド数が 20 床以上のもの) ②ガソリンスタンド、給油所等 ③料理品小売業及び給食センター ④飲食店(規模によっては対象外) ⑤百 貨店、総合スーパー(従業者が常時 50 人以上のもの) ⑥運送業 ⑦自動車整備業 ⑧コルゲートマシーンを設置するダンボール製造業 ⑨ディスポーザー排水処理システム等設置事業場及び集合住宅



下水道の使用開始